

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

本案は、多子世帯に対する給付型奨学金の給付対象及び給付額を拡大するとともに、貸付型奨学金の返還免除の要件を改めるものです。

【条例改正の背景】

扶養する子どもが2人以上の世帯（以下「多子世帯」といいます。）においては、子育てや教育に掛かる費用の負担が大きいことなどを踏まえ、経済状況にかかわらず子どもが大学等に進学することができるよう、多子世帯を対象に給付型奨学金制度による支援を拡充します。また、貸付型奨学金をより利用しやすい制度とするよう返還免除の要件を見直すため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①多子世帯に対する給付型奨学金の給付対象及び給付額を以下のとおり拡充します。
 - ・奨学金の給付対象となる世帯年収の上限を約1,000万円までに引き上げます。
 - ・世帯年収約480万円から約750万円までの奨学生に対して、国が行う非課税世帯の学生への授業料等減免及び給付型奨学金を合わせた全額支援と同額の給付となるよう給付額を拡大します。
 - ・私立大学等の理工農系の学部若しくは学科に在学し、又は入学する奨学生に対する給付額の上乗せについて、給付対象となる世帯年収の上限を約1,000万円までに引き上げます。
 - ・入学に際して必要とする資金について、世帯年収約480万円から約750万円までの奨学生に対する給付額を拡大するとともに、給付対象となる世帯年収の上限を約1,000万円までに引き上げます。
- ②貸付型奨学金の返還免除の要件を以下のとおり見直します。
 - ・国家資格を取得し、その資格を要する業務に従事する場合について、従事年数の要件を通算5年以上から通算4年以上に、従事場所の範囲を区内から都内に変更します。
 - ・区内の中小企業者で勤務する場合について、勤務年数の要件を通算5年以上から通算4年以上に変更します。
 - ・免除を受けられる対象者に、都内の学校（幼稚園を含みます。）又は幼保連携型認定こども園で教育職員として従事した期間が通算して4年以上ある者を追加します。

【施行期日】

令和7年4月1日